

日本代協 ニュース

国民年金基金特集

発行者 (社)日本損害保険代理業協会 会長 岡部繁樹 千代田区有楽町 1-12-1-321 TEL03 (3201) 2745 FAX03 (3201) 4639
日本代協ホームページ <http://www.nihondaikyo.or.jp>

全国損害保険代理業国民年金基金とは・・・

日本代協が損害保険代理店の皆様のために設立した基金です。

- ・平成 4 年に職能型国民年金基金のひとつとして設立されました。
(他に歯科医師、社労士、医師、薬剤師、税理士、司法書士、弁護士、公認会計士等あり。)

加入できる方は、損害保険代理業に従事する店主・従業員・委託型使用人・家族の方で国民年金の第 1 号被保険者として保険料を納めている方です。

- ・国民年金に上乘せする公的な年金であり、国民年金未加入の方は加入できません。
まずは市区町村の窓口で相談し、国民年金の加入手続きをしてください。また厚生年金加入者も現行の制度においては加入できません。
- ・日本代協の会員でない方も加入できます。
- ・加入後、自己都合で任意脱退することはできません。
厚生年金に加入した時や、廃業した時などは脱退することとなりますが、脱退された方にも掛金を納めた期間に見合った年金を支給する仕組みになっているため、解約返戻金(脱退一時金)はお支払していません。

加入した時から、給付も確定、掛金も確定で安心です。

- ・国民年金基金は、積立方式の年金ですから、加入した時に、将来受け取る年金額が確定します。
(途中で資格喪失せず完納した場合)
- ・将来、国民年金の受給開始年齢が変更されるようなことがあっても、それに伴い、国民年金基金の受給開始年齢が変わることはありません。
- ・遺族への保証は、A 型と ~ 型で保証期間内であれば、遺族に一時金が支払われます。

掛金は全額所得控除(社会保険料控除)の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。公的年金ならではの有利さです。

- ・月々 68,000 円、年間 816,000 円を限度額として、確定申告で所得税・住民税が軽減されます。
(一般の個人年金は所得税年 40,000 円[住民税年 28,000 万円]が限度額。)
- ・受け取る年金は、公的年金等控除が適用される大変有利な取扱になっています。
- ・遺族一時金は、全額非課税です。

掛金は、その時々収入等に合わせ、口数単位で増減ができます。

- ・ その時々ライフプランに合わせ、年度内に 1 回、2 口目以降の掛金の増口・減口をすることができます。柔軟に対応できることが国民年金基金の大きな特徴の 1 つです。
- ・ 掛金を、年度分前納すると割引があります。

給付(年金)のタイプと選び方

- ・ 1 口目は必ず遺族保証付終身年金 A 型を、2 口目以降は終身年金の A 型・B 型のほか、受給期間が定まっている確定年金の 型・型・型・型・型から選択します。
ただし、確定年金の年金額は、終身年金の年金額を超えることはできません。
また、型および型は 50 歳 1 月以上の方は選択できません。
- ・ 掛金の払込期間は、ご加入から 60 歳到達前月分までです。
- ・ 掛金の合計額は、月額 68,000 円が上限です。

【 加入の型 】

1 口目

A 型	終身年金	65 歳から終身受取	15 年間遺族保証あり
-----	------	------------	-------------

2 口目以降 下記 7 種類の中から選択

A 型	終身年金	65 歳から終身受取	15 年間遺族保証あり
B 型	終身年金	65 歳から終身受取	遺族保証なし
型	有期年金	65 歳から 15 年受取	15 年間遺族保証あり
型	有期年金	65 歳から 10 年受取	10 年間遺族保証あり
型	有期年金	60 歳から 15 年受取	15 年間遺族保証あり
型	有期年金	60 歳から 10 年受取	10 年間遺族保証あり
型	有期年金	60 歳から 5 年受取	5 年間遺族保証あり

【 加入例 】

A 男さんのケース (33 歳男性が誕生月に 1 口目 **A 型** + 2 口目以降 **A 型** 2 口 に加入したら...)
掛金 21,320 円を毎月 60 歳まで 27 年間支払うと 65 歳から **毎月 40,000 円受取(終身)**

税負担の軽減：課税所得金額 400 万円 (所得税 20%、住民税 10%) の方が上記プランに加入すると、合計 76,752 円 (概算) 軽減されます。

B 子さんのケース (30 歳女性が誕生月に 1 口目 **A 型** + 2 口目以降 **型** 2 口 に加入したら...)
掛金 15,980 円を毎月 60 歳まで 30 年間支払うと、**60~65 歳には毎月 20,000 円、65~70 歳には毎月 40,000 円、70 歳からは毎月 20,000 円を受取(終身)**

税負担の軽減：課税所得金額 300 万円 (所得税 10%、住民税 10%) の方が上記プランに加入すると、合計で 38,352 円 (概算) 軽減されます。

《コラム》

年金ライフプランナー（ねんきん生活 2012 年 Vol.7）

一体改革と消費税引き上げでねんきん生活はどう変わる？

（これからの年金予想と対策を聞きました。）

= 「公的年金に匹敵するものを貯蓄や投資などで用意しようとしても、素人には難しい。まずは、いまある公的年金制度を最大限に活用し、公的年金をベースに老後の生活設計を考えましょう。」

「国民年金基金は、税制面のメリットが大。一般の金融商品よりも税金面でお得です。」

R25（リクルート発行 No.292）

= 「＜大増税時代を乗り切る“控除”活用のススメ＞

もはや避けられそうにないから・・・年金基金の掛金は、全額社会保険料控除、月額 68,000 円、年額 816,000 円まで。」

親の介護をしている方（代協会員の声）

= 「親の年金額が十分あり助かった(月額 15 万円受取り、介護施設への支払は月額 88,000 円。) という方がいる一方で、介護費用保険の適用を受けても、月々の出費が多く苦しいという方もいる。(親の年金額が 50,000 円程しかなく、公的施設利用料も月額 95,000 円。)」

「あまり考えたくないが、いつかやってくる現実！今、どう準備するか？」

税理士（会員の顧問税理士）

= 「小規模企業共済は月額 70,000 円まで加入可能な国の退職金積立制度です。

掛金期間 20 年未満は元本割れしますが、中途解約できることが一つのメリットですね。また、年 1.5%の利息にて一般貸付も可能です。しかし、予定利率は 1%。国民年金基金は加入時の利率が生涯続きます。現行は 1.75%。次の財政再計算は来年です。」

有識者（ALL About 2012.3.14）

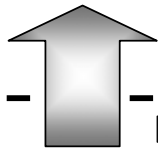
= 国民年金について

「年金制度は崩壊しない！確実にもらえる 3 つの理由がある。」

- ・年金制度が破たんしない最大の理由は、国は年金制度を破綻させない方が得だから。国は国民の最低限度の生活を保障する義務を負う。生活保護は全額税金での対応となる。制度維持が現役世代に得である。
- ・財政的に破綻しないしなやかな仕組みにしてあるから。
保険料を 18.3%まで引き上げる計画は実行中
給付についても自動的に引き下げる仕組みもすでにセット済
- ・追加で年金制度を変更できるから。

「破綻する」から「減るけどもらえる」に頭を切り替えよう！

<平成 24 年 11 月単月、新規加入者募集キャンペーン実施中！！>
 具体的にご相談を希望される方は、本用紙を F A X 送信してください。



FAX送信

FAX : 03-6268-0012

全国損害保険代理業国民年金基金 あて

会 員	所 属 代 協		代 協
非会員	代理店 事務所 所在地		都 道 府 県

国民年金基金 掛金試算等依頼書

加入申出者・掛金試算等依頼者の氏名		性別	生 年 月 日		基 礎 年 金 番 号					
フリガナ 氏	名	男 女	昭 和 平 成	年	月	日	-			
郵便番号		自 宅 住 所								
		都 道 府 県	郡 市	区				町 村		
自宅電話番号	携帯電話番号	自宅FAX番号	自宅住所 続き							

1 口 目	給付の型	加入口数	掛 金 月 額	
	A	1	千	円
加入する年金タイプ 2口目以降	A			
	B			
合計掛金月額			千	円

1口目のA型は必ずご加入いただきます。

- A. 65歳から終身お受取り(15年間遺族保証あり)
- B. 65歳から終身お受取り(遺族保証なし)
- . 65歳から15年間お受取り(15年間遺族保証あり)
- . 65歳から10年間お受取り(10年間遺族保証あり)
- . 60歳から15年間お受取り(15年間遺族保証あり)
- . 60歳から10年間お受取り(10年間遺族保証あり)
- . 60歳から5年間お受取り(5年間遺族保証あり)

() 型、 型は50歳以上の方は加入できません。

具体的な加入タイプが決まらない方、
 または掛金等が不明な方は、
 目安としてご予算をご記入ください。
 加入できる年金タイプ案を
 FAXでお送りいたします。



FAX 03-6268-0012

掛 金 月 額 の ご 予 算						円
-----------------	--	--	--	--	--	---